

「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（芸術文化）」事業
業務委託契約にかかる公募型プロポーザル方式による選定結果について

- 1 案件名称
令和4年度「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（芸術文化）」事業業務委託
- 2 契約期間
契約締結日から令和5年2月28日まで
- 3 選定した委託予定事業者
公益財団法人 山本能楽堂
- 4 公募期間
令和4年7月22日（金曜日）から8月17日（水曜日）

5 学識経験者等の意見を聴取する選定委員による審査の結果

(1) 選定委員名簿（敬称略）（五十音順）

委員氏名	役職等
管 正隆	大阪城南女子短期大学 学長
中西 美穂	大阪人間科学大学 非常勤講師、国立民族学博物館 外来研究員
檜原 庸弘	東住吉区 PTA 協議会 会長

(2) 選定委員会の開催日
令和4年9月20日（火曜日）

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務目的及び業務内容の理解度	事業内容について趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されている。	15点
事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性	提案された実演者・講師等の配置体制が、参加者に対して適正なものである。	75点
	提案された内容が、具体的に青少年の芸術への関心を高めるに資するものである。	
	提案された内容が、参加者の学齢に応じて理解を深める工夫がされているものである。	
	提案された事業実施スケジュールが具体的で実現可能である。	
事業実施体制	体験等の内容が、関心の向上・実現可能に資するものである。	30点
	事業を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応を含め、必要かつ十分な人員配置と体制を構築しているか。	
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	事業を実施するのに必要な実績・ノウハウを有しているか。	15点
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	提案内容に申請団体の創意工夫が見られ、特色がでている。	15点
費用積算根拠の妥当性	事業経費見積額が提案内容に対して適当な金額である。	15点
合計		150点

(4) 審査を行った事業者
公益財団法人 山本能楽堂

(5) 審査の結果（選定委員の評価点の合計点）

審査項目	審査内容	評価点
業務目的及び業務内容の理解度（15点）	事業内容について趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されている。	13点
事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性（75点）	提案された実演者・講師等の配置体制が、参加者に対して適正なものである。	64点
	提案された内容が、具体的に青少年の芸術への関心を高めるに資するものである。	
	提案された内容が、参加者の学齢に応じて理解を深める工夫がされているものである。	
	提案された事業実施スケジュールが具体的で実現可能である。	
事業実施体制（30点）	体験等の内容が、関心の向上・実現可能に資するものである。	26点
	事業を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応を含め、必要かつ十分な人員配置と体制を構築しているか。	
事業を実施するのに必要な実績・ノウハウを有しているか。		
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢（15点）	提案内容に申請団体の創意工夫が見られ、特色がでている。	15点
費用積算根拠の妥当性（15点）	事業経費見積額が提案内容に対して適当な金額である。	15点
合計		133点

6 付帯意見

- ・ 時間とプログラム内容に応じて、区と協議しながら、より良い事業内容となるよう、柔軟な対応を求めたい。
- ・ 広報活動についても、工夫・充実に努められたい。